

令和3年5月21日

経済戦略局企画総務部総務課担当係長、市職経済局支部書記長との予備交渉及び事務折衝

(局)

- ・これより予備交渉を始める。まず、交渉事項について説明する。
- ・スポーツ部スポーツ課の職員の勤務時間の割振り変更について協議願いたい。

(支部)

- ・本件については、引き続き事務折衝の場において協議を行うことを求める。

(局)

- ・では、引き続き事務折衝を始める。
- ・スポーツ部の所管業務である、スポーツ推進委員関係業務、総合型地域スポーツクラブ関係業務等については、会議等に参加するスポーツ推進委員や、地域住民の方々の生業の都合を考慮して会議等の時間を設定する必要があるため所定勤務時間外に会議等が行われることが多い。
- ・そのため、これまでは勤務時間を12:00～20:30に割振り変更することにより、対応してきたところである。
- ・しかし、現在、緊急事態宣言が発令されていることから、会議時間を20時までとしており、今後も当面の間、20時までの運用とする予定であることから、以下のとおり勤務時間の割振りを追加するものである。

	勤務時間	休憩時間	備考
変更前	① 9:00～17:30	① 12:15～13:00	通常勤務日
	② 12:00～20:30	② 12:30～13:15	変更勤務日※
変更後	① 9:00～17:30	① 12:15～13:00	通常勤務日
	② 12:00～20:30	② 12:30～13:15	変更勤務日※
	③ 11:30～20:00	③ 12:30～13:15	変更勤務日※

(支部)

- ・本件は、定例的かつ継続的に実施してきたもので、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、会議時間を変更する必要性が生じていることも理解できる。
- ・勤務時間割振り変更したにも関わらず、当日に当該職員が超過勤務に従事することのないよう適切に対応されたい。

(局)

- ・ご指摘の点については、適切に運用するよう引き続き管理監督者と連携して取り組んでいく。